平成２７年（フ）第１６６０号
佐賀県佐賀市今宿町６番24―204号、破産手続開始申立時の住所福岡県太宰府市大佐野３丁目19番13号　古川第５コーポ101号
債務者　長野　健次
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　徳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７２７号
福岡市博多区千代３丁目45番１―718号
債務者　永山　秋和
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高藤　基嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４３号
福岡市南区曰佐４丁目10番34―601号
債務者　落合　貴士
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安河内智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７３号
福岡県大野城市南ケ丘４丁目３番23号　サザンクロス201号
債務者　吉田　　亮
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩飽　梨栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７号
福岡市中央区渡辺通５丁目16番10―301号
債務者　内藤　亮子（旧姓安養寺）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　昌孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２９号
福岡市早良区曙２丁目６番１号
債務者　原　　千年
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子健輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０号
福岡市早良区曙２丁目６番１号
債務者　原　智香代
1　決定年月日時　平成28年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子健輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６７号
福岡市南区三宅３丁目９番24―136号
債務者　緒方　　郷
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋嶋　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２０号
和歌山市十二番丁66番地　サングレース十二番丁401号
債務者　髙井　　聡
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺尾　隼人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８８７号
福岡市西区徳永北17番４―103号
債務者　山崎　辰徳
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　育子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４号
福岡市東区奈多１丁目12番60―405号
債務者　吉崎　　勲
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２００９号
愛知県小牧市大字二重堀173番地１　エステートＡ203号
債務者　加藤　久由
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９号
函館市上湯川町378番地３　マイタウン白井101
債務者　加藤　正雄
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
函館市人見町２番19号
債務者　渡辺　又蔵
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１７号
函館市日乃出町22番１―410号
債務者　及川　寿夫
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１８７号
山形市蔵王成沢761番地７　ライムハウスＭ203号
債務者　中村　康平
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９９号
盛岡市茶畑２丁目３番22号　コーポわこうじＡ―３号
債務者　菅野　敦行
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部